

<第5条関係>

**二次審査基準表**  
(市町村国保データ活用人材育成事業業務委託)

審査項目	審査内容	配点	倍数	総合
内容構成力	事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	5	3	55
	業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。	5	3	
	人材育成に繋がることが期待できる内容となっているか。	5	3	
	計画的な業務スケジュールとなっているか。	5	2	
独創性	提案内容に独創性があるか。	5	3	15
運営体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	5	2	20
	情報セキュリティ対策の重要性を認識し、厳重に管理されているか。	5	2	
経済性	提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	5	1	10
	提案価格に優位性はあるか（1－提案金額/契約上限額×配点。※小数点以下切り捨て	5	1	
実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5	2	10
合計				110

**【審査方法】**

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である462点（満点770点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である462点（満点770点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

**【評価基準（5段階）】**

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案

**【契約結果の公表】**

契約結果については、県ホームページ上で公開することとする。